

町民に開かれた議会へ

町議会の活動

- ★定例会 条例により年4回、定期的に招集される会議です。
富士見町では概ね3月、6月、9月、12月に開催されます。
- ★臨時会 必要な場合において召集される会議です。
- ★その他 議会全員協議会（毎月）、常任委員会（総務経済・社会文教）、議会運営委員会、議会広報編集委員会、議会改革実行委員会、特別委員会（決算審査・予算審査）などの委員会で、議案の審査や議会の運営など、審議の実を上げるために協議し分担しています。また町内の他団体との意見交換会、勉強会などを行っています。

地方議会は、地方自治法により設置が義務付けされており、執行機関の長（町長）と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっております。執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、その均衡と調和の上に立って、協力して自治体運営にあたる責任を有しています。

1. 富士見町民を代表する機関

議員は、住民を代表する者として、地域のことや住民福祉の向上等に努めることがその主な役割です。住民全体の奉仕者である。

2. 地方公共団体の意思を決定する機関

町長が独任制であるのに対し、議会は複数の代表で構成される合議制の機関です。議会は、町長から提案される予算、決算、条例制定や改廃、町が締結する契約等を審議します。議会は、住民に対する行政サービス提供の最終決定者であると同時に、議会と町は、富士見町の発展と住民福祉等の向上のため、お互いに知恵を出し合い協調していく必要があります。富士見町議会の定数は11名です。

3. 提言する機関

議会は、町長から提出された議案に対し、その可否についての判断をするだけでなく、議員にも条例制定や改廃等についての提案権があります。議会は住民の代表であり、住民に一番身近な存在である議員が、地域の状況と町の施策を確認・調査して議会で議論するとともに、町長に提言することによりより一層、行政サービスの向上を図ることができます。

4. 執行機関を監視する機関

議会は、主権者である住民に代わって執行機関を監視・評価し、執行機関の独走をチェックする機関でもあります。具体的な例として、一般質問、議案に対する質疑、委員会での審査、所管事務調査等が挙げられます。こうした機能を発揮していくためには、議会は広く住民の意見や要望を把握し、互いに議論することにより、行政の課題を明確にする必要があります。

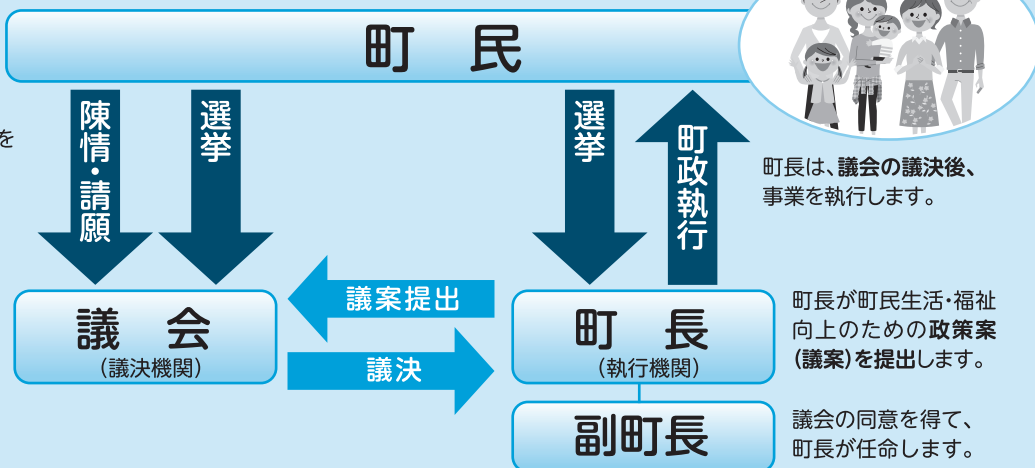
5. 公益に関する機関意思を決定する機関

議会の重要な役割の一つとして、国の各省庁や国会等に対し、公益に関することについて、意見書を提出することができます。議会は、住民の代表として住民の総意を背景に意見書を可決することは、議会として、とても重要なことです。

町議会のしくみ

町民は、町政に対して、意見・要望を「陳情」「請願」として提出できます。議会は町民の声を聴きます。

町民から選ばれた議員は、町長から提出された議案等を審議し、議会としての最終的な意思を決定します。



議案が可決されると、副町長以下執行部（役場職員）が、町長の政策を執行します。

町議会の流れ

9月町議会は次のような流れで進行されました。

